

収去検査結果の概要(令和8年4月～6月)

食品等の分類	検査 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	76	76	-
無加熱摂取冷凍食品	2	2	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	9	9	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	48	46	※1 2
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	289	286	※2 3
乳製品	-	-	-
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	12	12	-
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	29	29	-
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	103	103	-
菓子類	74	74	-
清涼飲料水	9	9	-
酒精飲料	4	4	-
氷雪	3	3	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-
その他の食品	9	9	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	667	662	5

※1 食品表示法違反(添加物の表示不備)

※2 動物用医薬品基準値超過

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。